

はじめに

かつては「鉄と魚の町」といわれた釜石は、鉄の比重が下がったために外部的には「魚の町」の特性が強まったとされている。しかし「魚の町」の側面もまた、就業者の高齢化等に示されるように確実に脆弱化している。鉄の町となるはるか以前から存在している魚の町としての地域特性の現状を明らかにし、漁業関係者の将来展望を把握しつつ、漁業の今後の方向性を探ることが本稿の目的である。

本稿は、地域における人々の意欲・志向の在り処と将来構想に関わる共同調査の一部をなすものであるから、漁業の生産のあり方・経営状況、漁業者間の協力・協調体制の実態、漁業振興方策とそれに対する漁業者の呼応状況等に触れた上で、漁業者の意識の現状と展望を検討することを目指している。

本文の記述は現状分析が中心になるので、その前提として釜石市漁業の歴史的経緯について、ここでごく簡単にふれておきたい。当地の漁業は近世以来存在し、明治以降においては農業とともに製鉄所から自律した地場産業として重要な位置を占めていた。戦前以来の漁業は、零細な沿岸漁業とともに、資産家層が所有＝経営する沿岸の定置網漁業と、沖合漁業の底引き網、まき網漁業、遠洋漁業の北洋漁業・マグロ漁業等があり、多くの漁業者が大型漁業の操業期には雇用乗組員となり、それ以外の時期には他地方の定置網等の乗組員になったり、零細な沿岸漁業に従事したりして、各種の漁業を組み合わせつつ生計を立てていた。

戦後は民主化措置の一環として漁場制度改革がなされ、定置網経営が徐々に漁協の経営に移るとともに、1960年代を中心に大型漁業の成長と乗組員の増加が進展し、北洋漁業、マグロ漁業等の中堅的根拠地として発展した。同時に1960年代からは、それ以前にあったノリ養殖業に置き換わりながら、各種の養殖業が順次定着し、地先資源と回遊魚に依存していた不安定な沿岸漁業が安定化するようになった。

しかし1970年代におけるオイルショックと1977年における200海里体制の定着によって北洋漁業が縮小する一方で、その結果としてサケ回帰量の急増による沿岸定置網漁業の好転がみられ、個人経営の定置網が漁協の経営へ移行する動きが本格化した。続く1980年代からは、燃油価格・賃金の上昇を魚価に転嫁できない沖合漁業の縮小が進み、遠洋漁業の縮小は200カイリ体制の実質化の下でさらに進み、沿岸漁業の比重が相対的に高まり

つつ今日に至っている。しかし 1980 年代以降の水産物輸入の急増によってワカメを中心に水産物価格が急落して沿岸漁業の成長も止まり、漁業後継者の減少、就業者の高齢化が進展している。このような変化は、東北太平洋沿岸地方に共通の動きであり、それぞれの個性を含みつつも縮小再編過程にある日本漁業全体の動向の縮図でもある。

とはいえ、農業と比較すれば漁業は今日まで極めて堅調に推移してきたと言える。農業においては、高度成長期以降の必要所得水準の上昇と 1970 年代以降の農産物価格（特に米価）の実質的低下傾向によって、生計維持のための最低耕作規模が急上昇したために、平坦地の少ない釜石市では専門的農家の成立の余地がなく、産業としてはほとんど潰滅状況になってしまったのであるが、それに対して漁業は旺盛な生産力を擁し、一定階層以上では他産業に十分に匹敵する所得をあげているといえる。優良な漁場を持ち、各種の新規養殖業を定着させた技術力を備え、三陸ブランドによって全国的な競争力を維持している釜石市の漁業は、緩やかに縮小することは避けられないものの、将来的にもしづとく推移することが見込まれている。とはいえ、日本経済の長期的低迷の下で水産物価格の上昇は期待できない段階に入っているから、次の世代の漁業者がどの程度確保され、どのような漁業構造が作り出されてくるのかについては慎重な分析が必要であり、それにもとづいて適切な振興策をとることが求められている。

1. 釜石市にとっての漁業の位置

(1) 漁業就業者

2000 年の国勢調査によれば（表 1）釜石市の就業人口（男子 12497 人、女子 8925 人）のうち漁業就業者は男子 843 人、女子 326 人であり、それぞれ全就業者に対して 6.7%、3.7%にあたる。このうち自営業就業者のみについては、全産業で男子 2211 人、女子 1723 人に対して 660 人（29.9%）、293 人（17.0%）である。農業がほとんど失われている当地では（農業就業者数は男 248 人、女 211 人。しかもその 60 歳以上の割合が男子は 79%、女子は 71%と高い）、自営業の中での漁業の比重は相当に高いことがわかる。また、男子について年齢階層別の人数の分布を見ると、自営漁業者では 65-69 歳をピークとして高齢者ほど就業者数が多く、70-74 歳階頃から隠退が開始されていることが推測される。女子の自営就業者についてはピーク年齢が 60-64 歳と 1 階層若いこと、30 歳未満では漁業就業者がいないこと等が男子と異なっている。他方、男子の雇用就業者については 45-59 歳にピークがあり、船員年金の受給資格を得る 55 歳以降に雇われをやめているものが多いこ

とが推測される。女子の雇用は少数である。

なお、同表に示した 1985 年の漁業就業者数と比べると、自営者の減少は緩やかであり、コーホートの見るとほとんど減少していないことがわかる。すなわち、男子について 1985 年における 30-34 歳、35-39 歳、40-44 歳、45-49 歳、50-54 歳の各年齢階層の漁業就業者が 2000 年における 45-49 歳、50-54 歳、55-59 歳、60-64 歳、65-69 歳に移動した際の人数の変動を順に見ると、順に 47 人 55 人、65 人 67 人、63 人 57 人、116 人 130 人、141 人 140 人となっており、いったん自営漁業者となった者は 15 年間を経過しても基本的に漁業での就業を継続して引退年齢に至っていると推計できる。1960-70 年代の農業においては、コーホート的に見て農外への就業変化が激しく進行したのに対して、自営漁業においてはその時期も含めて、基本的には他産業への流出は進行していないのである。この背景には、農業 耕作規模を拡張できなかったため、顕著な農業技術革新の下で必要労働時間が急減した一とは対照的に、沿岸漁業を中心に兼業農業部門の放棄、機械化による荒天時の操業可能化、漁場の遠隔化、養殖業を含む操業漁業種類の多様化等によって投下労働時間を有効に維持しえたという事実が存在している。

なお、表 2 によって 2005 年の国勢調査による漁業就業者の内訳を見ると、2000 年に比べて男子が微増を示していること（女子は緩やかな減少傾向が継続）、総数に占める自営漁業就業者（業主と家族従業者に役員も加える）の割合が男子は 71%、女子は 91%と高率であること、雇用者では女子は非常に少なく、また常雇に比べて臨時雇の方がかなり多いことから、自然産業である漁業では盛漁期だけ季節的に雇用される乗組員が多いと判断される。

以上は市内を平均的に見た場合の特徴であるが、沿海部（唐丹地区、鵜住居地区）における漁業の比重は高く、唐丹地区では総戸数 765 世帯（2005 年）に対して、唐丹町漁協の正組合員世帯は 351 戸であって、総戸数の 45.9%を占めていることになる（この漁協では一世帯一組合員制がとられているので、組合員数と組合員世帯数は等しい）。これに対して、漁業世帯が市街地周辺に散在的に存在している釜石地区とでは、景観も人間関係も大きく異なっていることが予想される。

（2）産業的比重 水揚高の推移と現状

市統計書によれば、市内純生産額約 1100 億円のうち、水産業は 40 億円強で 4%程度である。農業・林業はそれぞれ 2 億円前後であるから、一次産業の大部分は水産業が占めて

いることになる。

釜石市漁業の生産額には、釜石市に住居を置く漁業者が他港で水揚げする金額も含まれるが、まぐろ漁船などは実質的に釜石には縁がなくなっているため、この部分は無視した方が実態に近い。そこ釜石市の属地水揚げを見る必要があるが、それは鮮魚を中心に扱っている釜石市魚市場での取扱額（地元に住所を置かない他市町村漁協の組合員が釜石市で水揚げする部分を含む）と、各漁協が磯根資源（アワビ、ウニ等）と養殖物について扱う漁協・漁連共販ルートとの二者を含んでいる。

釜石市魚市場の取扱額には、漁船漁業、定置網の水揚げが入っており、『釜石市の概要』（2005年12月）に収録されている統計および釜石市漁連の各年の『業務報告書』によれば大幅に落ち込んできたことがわかる。すなわち、1977年の200カイリ体制成立時点での3万トン、70億円程度の水準は、200カイリショックと第二次オイルショックによる一時的な魚価上昇からバブル経済期にかけて、1981年から88年まで水揚げ量は2.4 - 3.1万トンにとどまったが、金額的には毎年100億円 - 110億円台を記録していた（1983年は例外）。しかるにその後は、1990年の2.6万トン、79億円、1995年の1.8万トン、42億円まで減少した後、2000年の1.8万トン、42億円までは横ばいで推移したが、その後は再び減少し、2003年の1.5万トン、26億円、2004年度の1.6万トン、29億円、2005年度の1.8万トン、29億円で新たな横ばい状態に入っている。しかもそのうちの4 - 5割は地元以外の漁船の水揚げである。また水揚げ金額の内訳は、サケが4 - 5割で最も多く、これにサンマ、スルメイカ、タコ、カレイ等が続いている。

20年間で100 - 110億円から30億円弱へ減少した原因は、北洋漁業の実質的消滅、沖合底引き網・まき網経営体の減少、まぐろ漁業等の水揚げ地の変更 単価のよいマグロ集積地への移動 といった複合的事情であった。また1980年代においても水揚げ量が急増していないことからわかるように、イワシ資源の急増期においてもまき網漁業の水揚げ地にならなかったことは、当地の加工業が大量の低価格大衆魚の処理能力を持っていなかったことを示している。

ただしそのことのおかげで、イワシ資源の消滅と遠洋イカ釣り漁業の経営難によって、水揚げ高を900億円から100億円台に急落させて、急成長・急破綻を典型的に示した八戸市のような激しい打撃を免れて、緩やかな縮小過程をたどることができたともいえる。いずれにせよ、1977年以降の激しい漁業事情の変化に翻弄された北海道・東北地方の漁港都市に共通する打撃（典型的には釧路・八戸に代表される）を、釜石市もマイルドな程度では

あれ、受けざるを得なかったといえるのである。

魚市場はこのように取扱額を急減させているが、市場機能を維持するための各種施設の維持費やせり・入札その他の業務のための人件費は比例的には減少しないので、その経営主体である釜石市漁連の経営は苦しく、2006年3月末現在で約2.7億円の繰越損失金を抱えている。2003 - 2005年度にかけては上で見たように水揚額は下げ止まっているが、これで一応の安定的状況に入ったのか、さらに減少を覚悟しなければならないのかの見通しについて、関係者は定めかねている状況である。

他方、磯根資源（アワビ、ウニ）、養殖物（ワカメ、コンブ、ホタテ、カキ）は市内3漁協がそれぞれの水揚場所で共販事業を行っており、釜石市魚市場の取扱額には含まれない。そこでその水揚高を表3で見ると、漁協の受託販売額（磯根資源、養殖物）が各漁協とも6-7億円台（したがって3漁協で20億円程度）であることがわかる。なお、漁協自営定置網の水揚額は、魚市場に上場されて魚市場取り扱い高に含まれ、漁協の受託販売事業には計上されていないが、その金額は各漁協で2-4億円台、3漁協合計で10億円弱といった水準である。

ここで水揚高の長期的推移について理解する前提として岩手県全体の推移を表4を見ると、以下のような特徴を知ることができる。第一に、県内の主要な産地市場（13箇所）の取扱額は1985年前後にかけて増加し、以後減少に転じている。1985年まで増加したのは200カイリ体制移行（1977年）後に漁場喪失＝魚不足が予想されて一定期間だけ魚価高が継続したこと、200カイリ体制による規制強化の下で日本のサケマス流し網漁業の略奪的・条約無視的な大量漁獲が不可能になって、北海道・東北沿岸にサケが大量に回帰するようになったことの影響であり、その後の取扱額の減少は養殖サケを初めとした輸入水産物の増加による魚価の低落と、北洋漁業、遠洋漁業の水揚げが急減した結果である。遠洋漁業の減少は漁場の喪失により、沖合漁業の減少は漁場喪失と資源減少の両要因によるといえる。沿岸漁業の中ではサケへの依存度の高い定置網漁業が最近の魚価低落で落ち込んでいること、養殖業が輸入品流入による価格低落の影響を受けていること、漁船漁業は相対的には安定的であることがわかる。釜石市の水揚高の動向も基本的にはこれと同一であるが、漁船漁業の比重が県平均よりは小さいといえる。

（3）産業連関等

漁業はそれを成り立たせる各種の関連産業を必要とする。業界団体の名称で見ても、釜

石水産物商業協同組合（水産物小売業者の組合）、釜石鮮魚出荷協同組合（出荷仲買人 11 業者の組合）、釜石流通団地水産加工業協同組合（釜石市・大釜町の 29 の水産加工業企業の組合）など商人、加工業者が存在するし、このほかに水産物の運送業者、冷蔵庫業者もいる。

水産加工業は、地元周辺の原料であるサケ、サンマ、イカ、ワカメ等を利用したものが多いが、最終小売価格の続落傾向の下で少しでも安価な原魚を調達する必要から、他産地に大量に漁獲されて値が下がったものや輸入物の比重が高い。鮮度の良い地元の漁獲物は加工用ではなく鮮魚で販売できる限り、加工業の採算に乗る価格までは落ちにくいので、地元漁業と加工業との産業連関は盛漁期のサケ、サンマを除けばあまり大きくはない。他方、漁船側から見ればサンマ、イカ、イワシ、サバ等の沖合物の漁場が釜石沖に形成される時には当地に水揚げされ加工に回る場合もあるが、より大規模な加工業を抱えていて相対的に魚価が高い宮古・大船渡・気仙沼等の周辺の水揚地が選好される傾向にある。また、ワカメ加工は現在の価格関係・所要労働量からすると漁家が原藻で加工業者に売るよりも、漁家自身がボイル加工をする方が有利であるため、基本的には漁家の自家加工によっており、加工業との産業連関は希薄である。

これに対して定置網に入るサケは卵をとるメスについては地元で一次加工が必要であり、筋子、イクラの加工がなされている。魚体についても地元加工（塩サケ、フィレー等）が多かったが、数年前からは、北海道漁連による対中国輸出戦略の成功の後を追って、中国向け輸出が増加しているため、卵だけをとって輸出され、中国でフライ等に加工して欧米向けに再輸出されるというルートが主流化してきたおり、釜石市における加工業の利幅はそれだけ圧縮されてきたといえる。国内で販売可能な加工品の最終価格から逆算したサケの購入単価が、中国のバイヤーが提示する価格よりも低くならざるをえないため、地元加工業者が原魚を確保できなくなっているのがあって、水産加工業における空洞化現象といえる。とはいえこの構造が定着したのは 2004 年前後からであり、事態は未だ流動的である。

（４）地域特性

漁業は地域性の強い産業であり、入り江の形状、海底の地形・深度、海流との関係等によって、同じ釜石市内でもその性格は相当に異なっている。漁場図（第一図）を参照しつつ、市の沿海部を 3 つの漁協の区域にしたがって特徴付けておこう。

1) 北部(釜石東部漁協管内)

伝統的な沿岸自営漁業の地域である。釜石東部漁協は4つの漁協(箱崎、白浜、両石、鵜片浦)が1974年4月に合併して発足したものであり、合併当事の正組合員数は1060人という大規模な組合であった。現在でもこの旧4漁協の建物がそれぞれ漁協支所となっているし、各地区が理事選出の単位でもあり、組合員資格認定・漁業権管理の第一次的判定のなされる基礎単位でもある。漁業集落もほぼこの4地区ごとに固まっており、それぞれ集落の中心部分に漁港を有して、相互に独立性が強い。都市化・観光地化の影響は集落によって差がみられ、国道に沿った地域ではその影響が大きい。

2) 中央部(釜石湾漁協管内)

もともとは他地区と同様に沿岸漁業地域であったが、製鉄所の関係で港湾が大型化し、魚市場も置かれたために、沖合・遠洋漁船を含む大型漁船がここを基地とするようになった。したがってこの地区の漁業者の中には大型船主と雇用乗組員も多い。

釜石湾漁協は3つの漁協(釜石、平田、白浜浦)が2003年7月に合併して発足したものであり、平田地区に本所が、釜石・白浜浦に支所が置かれており、現在でも実質的には3者の独立性は強い。このうち釜石地区は湾の最奥部にあり、都市化が進んでいるために、漁場が制約され、兼業化も進み、沿岸漁業は縮小している。他方、湾の入り口から湾外を含む白浜浦地区は、沿岸漁業が最も盛んであり、漁村らしい様相を残している。両者の中間に位置する平田地区は、中間的性格であり、都市化の影響と沿岸漁業的利害の両者が並存している。こうした性格の相違の背景には、長い間、入り江ごとに交通が遮断されていたために、旧漁協地区(実質的にはより狭い範囲の漁業集落)が漁場管理の単位となっており、隣接漁業地区間での実質的な交流が少なかったという事情が存在している。

3) 南部(唐丹町漁協)

市内南部の唐丹町漁協は他の二つの漁協とは異なって、戦前以来の単一漁協である。現在、釜石市中心部とトンネルでつながっている道路が作られるまでは、釜石市街には船で行かざるをえなかった地域であり、漁村共同体的な人間関係が最も濃密に残存しているといえる。ここでは組合員間の階層間格差は少なく、養殖漁場の配分をはじめとして平等主義原則が漁協運営において重視されている。

2. 漁業の構成と漁協の役割

当地区の漁業種類は以下の4種類の沿岸漁業に区分することができる。統計的には遠洋

マグロ漁業やサンマ棒受網、まき網等も含まれているが、マグロ漁業は気仙沼、焼津等を根拠地としてなされており、サンマ漁業は漁場の変動にしたがって地元を離れることが多いので、ここでは沿岸漁業のみに検討を限定しておきたい。

(1) 地先資源の採集型(アワビ、ウニ)

1) 概況

アワビは単価が高い高級品であり、特に当地のエゾアワビは水分含有度が低く、乾鮑の原料として国際的に珍重されており、現在ではほとんどが生のままで中国へ輸出されている。ウニは漁獲後に各漁家が自家で剥き身加工してから出荷する。こうした磯根資源は海藻類を餌として成長するが、産業排水・生活廃水は藻場を破壊しやすいので、人口の少ない地域で水揚額が高い傾向になる。鉄の衰退はこの点ではプラスになる。

2) 操業秩序

アワビは資源保護上、殻長9センチ未満のものの漁獲が県条例によって禁止されている。その大きさに育つまでには3 - 4年以上かかるし、成貝を残さなければ資源の再生産が途切れてしまう。そのため誰が、どのような条件で、どれだけの量を漁獲してよいかについて、漁業権行使規則(各漁協が定めて県の認可を得ることが必要)とそれをより具体化した行使規則関係内規等によって厳しく管理されている。ウニも漁獲サイズの5センチになるのに3年程度かかり、資源管理の重要さは同様である。

操業方式は、3漁協ともほぼ同様であり、船の上から箱メガネで水中を覗き、さおを使用して漁獲する方法に限定されている。多数者が平等に漁獲に参加できるように、一人当たりの漁獲を抑える必要があるから、他の地域にあるような潜水漁法は禁止されている。操業は漁協で定める操業日(口開け日)にだけ許可され、アワビについては、11 - 12月の特定曜日に実施される。その回数は、年に6回(唐丹漁協)、7回(釜石東部漁協)、8回(釜石湾漁協)と漁協によって異なっており、操業時間は日の出から10時までの短時間である。この時に船に乗ってよい人(正組合員だけか家族も良いか)、漁獲作業に従事できる者(船に乗る人のうち手伝い人と漁獲作業をしてよい人が特定される)、船に積んでいける竿の本数等、操業に関わる細目が周知徹底されているのである。ウニは5-8月に、毎週曜日を特定して口開けとなる。

漁業権行使委員会ないしその委託を受けた責任者は、直近数年間の漁獲量から推測される資源量を勘案して、口開け回数・操業時間・漁獲量上限等を定める。こうした内部的約束事は厳格に守られており、違反者は操業回数を減らされ、再犯の場合には漁協組合員を

除名され、一切の漁獲ができなくなる。加えて売上高の 5 - 10% を種苗放流用の費用として拠出すること、漁協指定の商人に各集落の水揚げ地で一括販売すること等も義務付けられている。

定められた操業日・操業時間帯の中では自由競争にしている集落が多いが、平等主義的運営傾向が強い唐丹町漁協では年間の漁獲上限を 1 世帯当り 200 キロ(1 キロ 8 千円とすると 160 万円)と定めており、資源が減少すればこの漁獲上限を引き下げる方式をとっている。

単価の高いアワビは以前から組織的な密漁の対象となっているので、漁場全体を対象にした密漁対策が不可欠である。密漁者は高速がでる漁船に数人で乗り組みアクアラングを使用して一気に大量に漁獲してしまうので、資源の再生産上からも打撃が大きく、連日のパトロールが欠かせない。かつては漁協の組合員が交替で無償の監視班を作って夜間の監視労働を行っていたが、今は組合員の中から監視者を雇用して実施しており、その費用も皆が売上高比例の課金で負担しているのである。

3) 水揚高

歴史的経緯に由来する地域内の参加者数と地先漁場の海洋条件の相違によって、水揚高の水準と分布は地区ごとに相当に異なっている。たとえば、地先に優良漁場を持っている釜石湾漁協白浜支所須佐地区では、アワビだけで年間 200 - 300 万円前後の漁獲をあげる漁家が多いのに対して、他の集落では 100 万円前後が世帯として最も漁獲の多い者であり、平均的には 1 世帯で 30 万円前後に留まっている。とはいえ一日 4 時間程度の労働で一日に 5 万円程度にはなるので、組合員資格を有する会社員が会社を休んで参加するだけの魅力は持っている。

表 5 は釜石東部漁協でアワビ、ウニを漁獲した組合員について、その金額を整理したものである(組合員単位の統計であるので、世帯単位にすれば多少金額は上位に移動する)。漁獲技術が同様であるためにアワビ漁獲の多い者はウニ漁獲も多いといわれているが、アワビ、ウニそれぞれで上位 100 名程度(漁獲者の 3 分の 1 から 4 分の 1 程度)が 30 万円以上であること、逆に 10 万円未満の者がそれぞれ 3 分の 1 程度いるといった分布であることがわかる。

(2) 養殖業

1) 概況

養殖業は品目ごとに作業の繁忙期が特定されており、各漁家は世帯員労働力を最大限活

用することを基準とし、繁忙期が重ならないように品目の組み合わせを工夫している。

ワカメは、収穫が 3 - 6 月であり、この時期には男子一人または夫婦で海上で刈り取って陸揚げした後、夫婦で 90 度以上の熱湯で 30-60 秒間煮てから、塩をまぶして製品とする。コンブは養殖施設はワカメと同様であるが、夏が刈取・加工の時期となり、干しコンブ、湯通り塩蔵、すきコンブ、きざみコンブ等に自家加工して出荷する。ホタテガイは、産卵期の 4 月頃に採苗して 2-3 年間養殖し大型(10 センチ以上)にして出荷する。北海道、青森という二大産地が市場価格を決定しているので、大型化と時期をずらした出荷によって小産地としての競争力を確保している。カキは、広島等の同じ剥き身出荷を行っていたが、大量生産県の製品と市場を分けて競争を回避する必要から、耳つり方式で一粒かき(殻付き)に製品を変更して今日に至っている。

各集落の漁業者が利用できる養殖漁場は、地先の特定区画漁業権の漁場を中心とするから、地先漁場の海洋条件によって養殖種類の組み合わせ方が大きく異なっている。ワカメ、コンブは市内各漁協で平均的に多いが、ホタテの多い地区、カキの多い地区は限定的である。また、湾岸防波堤によって釜石湾内の海水の移動が制約されるようになったため、湾内漁場はワカメ・コンブには不利になり、カキ・ホタテに転じている等、漁場条件の変化もあり、それに対応して養殖品目を変更できない高齢漁家や新規資材を購入できない零細漁家等は、それをきっかけに廃業した事例もある。

養殖業も海水温の変化や病虫害・貝毒の発生等によって水揚高が急落したことがしばしばあり、自然産業としての弱点から免れていないが、アワビ・ウニや魚の漁獲とは異なって予想のつかない資源量の変動に翻弄されることは少なく、労働投入量と収穫量の間一定の比例関係があるので、多数の漁家にとっては相対的には安定的な収入源となっている。

2) 操業秩序

養殖業を行うための特定区画漁業権は県から漁協に免許されており、漁協が漁業権行使委員会と漁協理事会の決定によって個々の組合員に対して漁場行使を許可する形をとる。漁場は深度・海流・河川水の流入状況等を考慮して対象品目が定められており、配分漁場の規模はワカメ・コンブ養殖の場合には 100 メートルの幹縄 1 本が一単位であり、これを何本使用できるのかが組合員ごとに定められるのである。

漁業者ごとの配分規模は、漁場の総量、地先性(集落の地元の漁民に多く配分する傾向)といった漁場側の条件と、漁業者側の条件(早期に養殖を始め実績のある者か、遅れて着業した者か、新規に参加を希望している者か、あるいは配分漁場を使いこなせるだけの十

分な労働力・技術・意欲を世帯として保有しているか否か)等を勘案して漁業権行使委員会が集落の代表者から意見を徴しながら原案を作成し、理事会で最終的に決定される。漁協としては限られた養殖漁場から最も多額の生産額を上げることを期待するが、労働生産性が低くなった高齢漁業者の漁場を減らして若年壮年者にそれを回すことは必ずしも容易でなく、単位漁場当たりの生産性には漁家ごとに相当大きな開きがあるのが実情である。100メートル当りの生産額を計算することは困難であるし、海洋条件・漁家類型によって大きく異なるが、各漁家の施設配分規模と水揚額から単純に算出すると20-60万円の範囲に分布している場合が多い。高齢者等がこの水準を大きく下回った場合の措置としては、釜石東部漁協では、100メートルの幹縄から3万円以上の販売額を出せなくなった段階で漁場の一部を返納させる内規が存在している。

釜石市を含めて岩手県の養殖漁場には漁協の管理が行き届いており、有明海のノリ漁場のように漁場の使用权が自由に貸借・売買されるといった状況ではなく、本人が使用できなくなった場合には漁協に返還されて漁協が無償で再配分している。

今日では漁家の漸減と高齢化が進み、漁場拡張意欲は大きくはないが、1960年代から80年代に至る養殖業の発展期には拡張する漁場を組合員の間にもどのように割り振るのかは大きな問題であり、その方式には地域内の人間関係の特質と漁業経営の論理が複雑に反映したのである。すなわち、遅く養殖業を始めたために施設数の少ない者、あるいは参入を希望している未着業者に新規漁場を配分するのか、あるいはリスクをおかして地元定着的な技術を確立した先発者にも増加漁場の一定割合を与えるのか。平等主義的運営方針が採られる場合には、漁家世帯ごとの平等をめざすのか、労働力当たりの平等をめざすのか(二世代の漁業者がいる世帯には一世帯だけの漁家よりも多く配分するのかどうか)、定置網等にも従事している漁家には配分を抑えて所得の平等化を図っていくのか等、具体的に複雑な問題がある。これらの問題は新規漁業・養殖業が拡張した際にどの漁村でも直面し、それぞれの地域で試行錯誤的に解決していく中で新たな配分秩序が経過的に形成されてきたのであるが、当地においては、概括的に言えば、唐丹町漁協では施設規模の平均化の方向が重視され、他の地区では実績が重視されたといえる。

(この点は世帯の労働力構成、養殖施設規模、水揚高の推移を養殖漁家ごとに追跡して比較すれば具体的に検討することができるし、漁協所蔵の資料と漁家ごとの聞き取りによって時期別の推移を再現することも可能であるが、個人情報秘匿がにわかに厳しくなったために、今のところ閲覧した資料の発表の条件が制約されているため、今回の共同研究に

おいては、これ以上の言及は控えておきたい。)

ただし今日では、後継者不足、就業者の高齢化の結果、漁場に余裕が生じ、若年壮年者が養殖漁場を拡張したいと思えば、規模拡大も可能になっている集落が多いといわれている。

次に現実の養殖施設配分の実態を見ておきたい。表6は釜石湾漁協の漁業地区ごとの養殖漁場の配分状況を示しているが、同一漁協内においても明確な地域差が見られることが確認できる。第一に、湾奥の釜石地区は都市化の進展、港湾の拡張によって養殖施設を失い、全員がごく小規模に施設の配分を受けており、実質的な養殖漁家の実態はないと思われる。旧漁協の組合員が埋め立て賛成と反対に二分して争った平田地区では、養殖規模が1500メートル以上の者と500メートル未満の者とに二極分解している傾向が読み取れる。これに対して純漁村的な色彩の強い白浜浦地区は、養殖漁場配分規模が大きく、特に外洋に面して各種の開発の影響を受けていない佐須集落では配分規模が著しく大きい。この集落の漁家の水揚高が群を抜いて高額であるのはこうした地先漁場の都市化の度合いと対応しているのである。地域振興・都市開発に対して漁業関係者はしばしば異論を唱え、それが地域振興を推進する際には障害になる要因として嫌われることが少なくないが、開発の持つこうした影響についても配慮しなければ、各種の立場の住民の合意を得た地域開発は進展しにくい。ちなみに、湾岸防波堤建設に対する補償金は、漁協の正組合員には一律に100万円程度が交付されたと言われているが、経営規模・経営品目に影響を受けた漁業者としては必ずしも納得できるものではなかったであろうと推測される。

3) 水揚高

養殖種類ごとの水揚金額は集落、年ごとに変動が大きいですが、2005年度の釜石東部漁協の事例を示せば表7のようになる。これによると多数が従事している塩蔵ワカメ、ホタテカイについては300万円台から10万円以下まで水揚金額に大きな差が見られ、長期にわたって実施された中での階層分解の存在が推測されるのに対して、漁場制約と労力的制約に打ち勝ちつつ近年に増加をみた一粒カキでは300万円台以上の高額に集中し一定の標準化傾向が見られる(一定規模以上でなければ、当該地区で採用されている技術水準から見て、採算がとれない)ことが読み取れる。それぞれの集落における養殖品種の導入・定着経過を具体的に抑えることによって、この関係は具体的に把握できるものと思われる。

(3) 漁船漁業

1) 概況

養殖漁場がある沿岸域よりも沖側で、釣り（イカ）、刺し網（カレイ、ヒラメ）、籠（タコ）などの漁法で天然魚を漁獲する漁業である。多人数を必要とする沖合漁業のサンマ棒受網等とは異なって、沿岸漁業では3トン前後の漁船で一人で操業する方式が中心であり、漁獲物は釜石魚市場の荷揚場に水揚げしてせりにかけられ、ただちに消費地に出荷される。

2) 操業秩序

制度的には共同漁業権漁業、県知事漁業、自由漁業が並存している。現状では県知事漁業の許可枠が不足していることはなく、漁船漁業に比重をかけようとするれば許可の入手は困難ではないようである。その意味で養殖業に比較して操業の自由度が大きく、この点が若年者に相対的に選好されている根拠であると推測される。

3) 水揚高

養殖業に比較して漁船・エンジンが大型で投資額が大きい上に、資源状況によって豊漁・不漁の変動が激しいため、本格的に漁船漁業に従事しようとする者は少なく、養殖業の合間に養殖用の小型漁船でごく沿岸部で刺し網漁業を営む程度の者が多く、年間の漁船漁業部分の水揚高は100万円どまりの漁家が大半のようである。目下のところ、後継者が養殖業の繁忙期には親の養殖業を手伝いながら、自分の経営としては漁船漁業に比重をかけているという事例が最も安定的であるように見える。しかし沿岸漁船漁業の規模で制度的に可能な範囲で、より沖合漁場で操業する者も若年者の中には現れており、現に500万円以上の水揚高を挙げている者がさらに操業範囲・密度を拡大する方向等を含めて、沖合漁業の相対的な縮小が続けば沿岸漁船漁業が新たに展開できる条件が拡大すると予想される。

(4) 定置網

1) 概況

沿岸部に網を定置して魚をその中に誘い入れて漁獲する漁業であり、9月から2月ころまでサケを獲るサケ定置網（秋網）と、サケが回帰する以外の時期にはその他の回遊魚を漁獲する周年網とがある。上述の3つの漁業がすべて漁家によって営まれているのに対して、定置網（ここでは定置漁業権による大型定置網のみについて述べている）は10人から40人規模の労働力集団によって網を起こすので、経営主体は漁協（または企業家＝網元）であり、乗組員は雇われて従事している。主たる漁獲対象のシロサケは、孵化した河川に4年後に回帰してくるので、孵化放流事業を漁協が継続的に実施しており、そのため

定置網の水揚げの中から漁協が経費として徴収して孵化放流事業費が重要である。

当地の定置網はその魚種を明瞭に変化させてきた。1960年代まではブリを中心とし、アジ、サバ、イワシ等の回遊魚が加わっていたが、1960年代以降、西日本でブリ養殖が盛んになり、ブリの稚魚であるモジャコが西日本海域で漁獲されてしまうようになった結果、定置網に入るブリは急減し、ジリ貧状態に陥っていた。この状態が打開されたのは1977年に200カイリ体制がスタートし、サケを北洋で自由に漁獲することができなくなったために、母川に回帰するサケが急増し、定置網の漁獲物がサケ主体に置き換わったことであった。以後、サケだけをねらって秋・冬の半年間だけ操業する秋網と、その他の時期には他の回遊魚を漁獲する周年網とが並存して今日に至っている。

2) 操業秩序

定置網を経営できるのは県知事から定置漁業権を免許された者である。定置漁業権は漁業法の規程によって、五年ごとに県知事が申請者の中から適格性と優先順位にしたがって機械的に免許権者を決定する。釜石市には現在、表8のように漁協経営の8つの大型定置網がある。しかし今日でもすべての定置網が漁協の経営の下にあるのではなく、三貫漁場（釜石東部漁協）のように、漁協と企業が持分を分け合っているものも、さらには企業だけで単独所有しているものも存在している。

定置網経営には大型の漁具を使用し、多人数の漁夫を雇用することが必要であり、しかも回遊魚に依存しているためにその回遊状況によって毎年の豊凶差が著しい。このため不漁時に経営を支えるための資金力が不可欠であり、有力な網元・地主がその所有者・経営者であった。戦後になって民主化の理念が漁場制度にも適用されて漁協自営形態が競争の出願の中で第一位の優先順位に置かれるようになったとはいえ、不漁時に経営を支えることができなかった漁協自営網は、乗組員賃金の支払いを有力者に依存すること等を通じて、実質的に個人所有に戻らざるをえない場合が少なくなかった。

こうした状況が打開されたのは、1977年の200カイリ設定によってサケの回帰量が増加して豊凶差が縮小し、採算が安定するようになってからである。この時期には免許切り替えのたびに、従来の網元と漁協の間に交渉が持たれ、競争的に出願して漁協が100%の免許を所有するか、それとも従来の経営者と漁協とが共同経営の形をとって持分を定め、利益（損失）をその割合にそって負担するかが議論された。交渉が決裂すれば漁協が免許取得を出願し、漁業法の定めるところによって漁協に免許が交付されるので、網元側は妥協を余儀なくされ、次第に持分を低下させざるを得なかった。なお、漁協による定置網自

営を支えた資金的条件は、信漁連系統に累積した漁業者の貯金が 200 カイリ体制の発足によって沖合漁業・遠洋漁業関係の新船を建造する条件がなくなって余剰資金が累積され、投資先を漁業内に見出さなければならなくなったことである。

漁協が旧来の権利者から定置漁業権を奪取するべく努力したもう一つの理由は、進展しつつあった養殖漁業のための漁場スペースを捻出する必要性であった。1960 年代までは養殖業がなかったので沿岸部には定置網が隙間なく張られていたが、養殖業の発展のためには、魚の回遊ルートにそって最も効率的な位置に少数の定置網を配置することによって、他の海面を養殖漁場に利用し、両者をあわせて最大の生産金額を上げることが目指された。そのためには異なる個々の企業が従来の位置に固執して定置網経営を続けることは適当ではなかったから、複数の定置網を漁協の経営の下に統一して、網の削減＝統合を実現する必要があったのである。

ただし、定置網の経営権は完全に漁協に移ったわけではない。釜石市においては大規模な網元であった大洋漁業のような外部企業については法律の規程にしたがってこれを排除する決断ができたが、同一漁協内部の個人（特に漁協組合員中の有力者等）が権利者である場合には、機械的に漁協の優先順位を主張して当該個人が使用していた海面を奪取し、当該経営を破綻させ、その配下の乗組員集団と対立することは漁村社会の互恵的人間関係の下ではそれほど容易ではなかった。このため、漁協と網元の間で持分を定め、長い過渡期を置いてから漁協専属経営に移すという摩擦の少ない現実的な方針が採用されることが多かった。

こうした変化の過程を示す最近の一例を現釜石湾漁協について表 9 で見てみよう。1999 年の免許切り替えまでは、表示した 3 定置網は、小松漁場は 3 漁協の共同経営、佐須漁場・沖網漁場は 3 漁協と従前の個人経営主であった佐々木水産の共同経営であった。1999 年の免許切り替えに際しては、3 漁協が合併して単独の釜石東部漁協になったため、小松漁場は 100% 漁協の単独所有になったこと、沖網漁場は漁協と佐々木水産の共有となったこと（持分は不変）、従来は泉沢水産が単独で経営していた（したがって漁協の関与していた漁場のみを表示している表 7 では、1998 年段階では記載されていなかった）白崎漁場を漁協が 55% の免許を取得し、共同経営に持ち込んだという変化があった。さらに、2004 年の切り替えにおいては、沖網漁場の佐々木水産の持分を解消し（漁協が佐々木水産とは別に単独で免許を申請し 100% の持分を得た）、白崎漁場を漁協の単独経営として泉沢定置の持分をすべて漁協が取得し、代りに、漁協が単独で経営していた小松漁場の権利を泉沢定

置に与えたのである（すなわち小松漁場については、泉沢定置だけが免許を申請し漁協は申請をしなかった）。このように、定置網経営のあり方は経営と漁村社会の人間関係の下で今なお変化の途上にある。

3) 水揚高

定置網経営は、バブル経済期以降の養殖サケの輸入の急増の下で定置網で漁獲されるシロサケが市場の低位部分に位置づけられることによってその利幅を縮小させているが、今なお収支は黒字であり、漁協経営を支え、漁協組合員に就業機会を提供する有力な漁業である。

とはいえ定置網経営は漁協自営形態が経営効率的に最適であるとは必ずしも言えない。たとえば漁協経営に移ることにともなって、企業経営の時代に比べて乗組員数が増加し、労働生産性が低下する場合があった。もちろんこれはサケの漁獲が増加して船上作業・水揚作業が増えた結果でもあったが、同時に組合員から子弟の乗組員化希望が強く要望され、あるいは消滅・解体しつつあった北洋漁業の乗組員を同一漁協内の定置網で吸収せざるをえなかったという漁村社会的役割を回避できなかったという事情も無視できない。漁協の意思決定は地域内で生活を共にする人間集団の直接民主主義によるのであるから、経営学的に最も合理的な選択が地域社会的に妥当な選択と一致するとは限らないのであって、経営コンサルタント的な提言が現実の漁業経営にとってほとんど役立たないのは故無しとしないのである。

1990年代以降、次第に経営的余裕が失われて来る中で、コスト削減の必要から乗組員数の不補充、作業班の統合（一つの定置網の網起こしを一作業班が担当していた状態から一作業班が二つの定置網を担当するようにすること等）等の措置がとられている。漁協自営網は赤字になれば、最終的には組合員の負担によって収支を合わせなければならないから組合員はその経営に無関心ではいられないのであって、組合員自身が経営的合理化に傾斜する局面に入らざるをえなくなったのである。

漁協自営網の経営事情を唐丹漁協を事例としてやや具体的にみてみよう。現在同漁協は2つの定置網を所有・経営しているが、それぞれの網を専属の漁夫集団が担当している。他の地区では2か統を1グループで担当する網もあるが、希望者を可能な限り乗せるようにすること、作業を素早く行って鮮度の高い魚を供給することを重視してこの形をとっている。とはいえ、乗組員総数はかつての57人から現在の43人にまで、徐々に人数を減らしてきている。2か統ともにサケ定置網であるので雇用期間は8月から2月の7か月、一

般漁夫の最低保証は170万円、実際の賃金はほぼ210万円程度になる（朝食・昼食は作業の途中と一緒に食べるので賃金には含まれず現物を漁協が負担している）。拘束時間は朝の4時から夕方4時までで、この間、網起こしを二回行う。この定置網は以前には、漁協に資金力が無かったため、免許は漁協が得ていたがそれを借り受けて大洋漁業が経営し、漁協は賃借料を受け取っていた。200カイリ体制化によるサケの回帰を機に漁協が大洋漁業との提携を解消して自営に踏み切ったのであるが、地元には技術の蓄積が無く、大洋漁業の協力も得られなかったため、越喜来漁協の定置網経験者に網の設計や操業技術について援助してもらってスタートしたという。

3. 漁家の性格

(1) 漁業種類の組み合わせ

沿岸漁家は上記の4つの漁業を組み合わせで操業している。中心を占める専門的漁家は、アワビ・ウニと養殖業の二つに依存しており、閑漁期に漁船漁業を小規模に営む場合もある。他方、会社員その他の職業につきながら組合員である者は、アワビ・ウニだけに従事している副業的漁家である。このほかに漁船漁業を中心にする漁家が少数存在する（アワビ・ウニも営む）が、親が養殖業、後継者が漁船漁業という組み合わせが多い。これとは別に、定置網の乗組員がいるが、サケ定置網の乗組員は雇用関係のない3月から7月の期間だけでは養殖業を自営することは困難なので、漁船漁業を小規模に行う場合、各種の雇用機会につく場合があるが、どれも中途半端な所得しか挙げられない状況になる可能性が強いこともあって、最も都合が良いのは親が養殖業で後継者が定置網乗組員であるタイプである。この場合には、後継者が定置網に従事していない時期に繁忙期が来る養殖業の比重を増やすことによって世帯の所得を増やすという対応がとれるからである。

もちろん漁業者の現実の選択は、養殖業をするか否かではなく、どの養殖業、どの漁船漁業をするかである。それぞれの漁家の具体的な選択は、各時期ごとの労働量の繁閑と世帯保有労働力の関係、兼業部門からの所得額とそのための拘束時間、コストと生産物の販売価格の現状と見通し、利用可能な海域で可能な漁業種類の範囲、漁協から使用を認められる養殖漁場の規模等、多様な要因について勘案しつつ、漁業者本人のそれぞれの仕事についての好き嫌いも加えてなされているのである。

(2) 漁協組合員世帯の性格

市内3漁協の組合員世帯(ここでは単純化のために正組合員のいる世帯だけを対象とし、漁協の意思決定に参画しない准組合員世帯は無視する)の性格を前掲表3によって検討しておこう。まず釜石東部漁協の正組合員は608人であるが、一世帯で何人でも正組合員になれる規則で女子組合員が53人いることから想定して世帯数では500未満と考えられる。漁業センサスで漁業経営体として把握されているのは401であるから、正組合員の8割以上は漁業センサスで言うところの漁業経営体(30日以上海上作業に従事している経営体)とみなして良いことがわかる。他方、一世帯一組合員制度をとって経営主以外を組合員としては認めていない唐丹町漁協は正組合員数=世帯数351に対して漁業経営体は243とされており、正組合員世帯の3割程度は漁業センサスでいう漁業経営体でなく、おそらくはアワビ・ウニだけを漁獲している兼業的漁業者か養殖業を廃業した高齢漁業者であると推測される。

釜石湾漁協は性格の異なる3つの漁協が合併したものであるが、漁村的様相を典型的に残している旧白浜浦漁協は正組合員256人に対して女子組合員が119人に及び、大半の世帯が夫婦で正組合員になっていることがわかる。後継者が同様に正組合員になっている世帯もあることを考慮すると、女子組合員数の119人がほぼ正組合員世帯数に等しいと考えられる。他方、漁業センサスでの経営体数は115であるから、この地区は正組合員はほぼすべてが漁業経営体であることになる。これに対して、都市化および埋め立てによって漁村的様相が薄れている旧釜石漁協地区、旧平田漁協地区では正組合員の3-4割は漁業経営体にはカウントされない存在であると見られる。

このように、同じ釜石市内であっても地域によって組合員世帯の性格はかなり異なっているといえる。もっとも、後述するように、かつて製鉄所による海面埋め立てを容認するかどうかで激しい内紛を経験した平田漁協では、製鉄所の社員で実質的に漁業に従事していなかった正組合員が製鉄所の意向に沿って埋め立て促進で結束し、漁業専門的組合員と激しく対立した経験に鑑み、組合員資格制度を客観化し、それを厳格に運用するようになっているので、かつてとは異なって漁業従事の実態のない者は基本的には存在していない。

(3) 漁業主業的漁家の世帯の性格

釜石市の漁業主業的漁家では、各種養殖業を中心とし、それにアワビ・ウニの採取労働が加わっている。養殖業は労働集約的産業であり、大量の陸上作業を含めて家族協業を必要とするので、夫婦協業が基本である(前掲表1で漁業就業者数で女子の漁業就業者数が

男子の 44%に過ぎないのは、女子は養殖業の繁忙期は陸上作業を中心にして養殖業に従事するが、それ以外の時期には農業、水産加工業等のパート労働等に従事するので、日数的に見て漁業以外の産業の就業日数が多くなる人が少なくないからである。

ただし、後継者が結婚した場合には、かつてのように後継者夫婦も漁業に従事するとは限らず、後継者の妻は漁業以外の勤務を持つ事例が増加しつつある。それは、所得源を多元化しようとする世帯の意図と本人の就業部門選択の結果である。近年増加している新しいタイプとしては、女子の雇用継続による年金の取得が、国民年金しかない漁家の収入にとって重要であることを重視して一農業者年金が公的年金となっているのに対して、漁業者年金は依然として漁協系統の運営する民間年金に留まっており、国民年金を補完するだけの意味を持つことができている一、後継者の配偶者を養殖業の労働力としては期待せず、繁忙期には雇用者を入れるという選択がなされている。

世代間の関係に注目すると、1970 年代までは漁家の大部分は典型的な直系世帯であったといえるし、今日でもそのタイプが多い。しかし同時に今日では多様な変化が進み、子供世代は家を出て経営主夫婦（ないし経営主単身）だけである世代、二世帯が同居しているが親世代だけが漁業に従事している世代、二世帯が別棟に居住して同一漁業を営む世帯、父子が異なった漁業を営む世帯（さらには別経営体となっている世帯）も現れている。完全な直系世帯にあっても、行政の勧誘に応じて親子協定を結んで若年者夫婦には賃金を与えている漁家も存在する。

他方では、伝統的な漁家イメージの影響もあって、漁業後継者の結婚難が解決されていない。後継者の中には高校卒業後の早い時期に結婚する事例も無いわけではないが、独身のまま 40 歳代に入る者も少なからず存在する。

（４）ライフコースの変容

東北太平洋沿岸地域は、独特のライフコースをたどる地域として知られていた。すなわち、父親が壮年の時代には父親は自営漁業を営み、後継者は北洋漁業、まぐろ漁業、および定置網等の乗組員として賃金を得、父親の体力が弱った時点で後継者が自営漁業に入って父子協業の期間を経て、やがて父親が手伝的な陸上作業だけに従事して経営が子供の世代に移行するという推移であった。養殖業は自家保有労働力に合わせて経営規模を自由に拡張・収縮することができないので、子供が後継者になった時点では父子二代操業するには養殖漁場規模が過小であることが通常であるが、両親が壮年であるその時代（父 45

歳、子 20 歳が典型) を若年者は賃金の高い企業的漁業の乗組員として働いて賃金を親元に送り、親が年老いて割り当てられた養殖漁場規模を十分に利用できなくなった段階で(父 65 歳、子 40 歳が典型) 壮年期の後継者が自営漁業の跡継ぎとなるという方式である。

こうしたライフコースは企業的漁業が好調であった高度成長期に典型的であったが、200 カイリ時代に入って企業的漁業が縮小すると存続の基礎を失った。高校を卒業した息子が直ちに後継者になるには養殖漁場規模は狭く、生産物の市場は不安定であったからである。こうして全国平均的には 1970 年代当初から明瞭になっていた変化が東北地方太平洋側には 1980 年代に入ると生じ始め、高卒の息子はまずは一般産業の会社員となり、一定時点で漁業後継者となることを意図するようになった。しかし、都会に住み、家族を含めて都市生活になじみ、月々に定額の所得が得られる生活が継続すると、壮年期に漁業後継者に転じることは容易ではない。こうして 1980 年代には後継者予備軍の意識が変化し、1990 年代にはそれを受けて親世代の意識も変わらざるをえなくなった。インタビュー相手となってくれた漁業者の大半は、後継者を期待しつつも、子供の進路選択については子供に任せるという物分りの良い意見を述べていたが、これは筆者自身の 1980 年代における東北地方漁村でのインタビュー結果とは全く異なっており、社会意識の急速な変容を実感させられた。

(5) 漁業所得

釜石市内の沿岸漁家の経済規模について、入手できた若干の資料からその一端を明らかにしておきたい。これらは各漁協資料から集計したものであるが、同一の書式で整理されているものではないので、相互の比較は十分にはできない。

まず、釜石東部漁協の組合員の販売高(釜石市中央卸売市場に水揚げする鮮魚は含まない)をみよう。この年はホタテガイの水揚高が非常に悪かった年であり通常の水揚高はこれより多いとのことであるが、ひとまずこれによると、水揚高の最高は 2000 万円を超えているが、それを含めて 1000 万円以上が 5 漁家、500-1000 万円が 14 漁家、400-500 万円が 22 漁家、300-400 万円が 33 漁家、200-300 万円が 50 漁家となっていることが読み取れる。50 万円未満の漁家はアワビ・ウニの漁獲のみであろうから、組合員の半数が養殖業引退後の高齢者か他に仕事を持つ副業的漁業者であると判断される。

続いて唐丹町漁協について同様に見ると、700 万円以上で 34 世帯(9.6%)、500 万円以上を加えて 62 世帯(17.6%)、さらに 200-500 万円階層を加えると 147 世帯(41.6%)に

なる。他方、水揚高が下位の世帯には、アワビ・ウニの採捕以外は漁業を行っていないものと、後継者のいない高齢漁業者が集っている。ちなみに唐丹漁協の正組合員のうち年齢の判明した 352 人を分類すると、70 歳以上が 111 人、60-69 歳が 106 人、50-59 歳が 103 人であって、49 歳未満は 32 人に過ぎない。すでに引退した経営者が組合員名義を継続し、後継者が組合員になっていない場合もあるが、事実上の引退世代の者がかなり多いことがわかる。このことは、漁業所得の平均的な分布に比べて若壮年漁業者の所得が上位に分布していることを示唆している。

表 1 1 は釜石湾漁協平田地区の組合員のうち養殖業を営む 54 漁家を、その売上高の順にならべたものである。これによると 1000 万円以上は 1 漁家、500 万円 1000 万円が 12 漁家であって合わせて全体の 24%、200-500 万円の 8 漁家を加えても 39%に過ぎない。所得率を 7 割としても勤労世帯平均の所得に達している世帯は限られていることがわかる。しかし、多くの経営主が 65 歳以上であって雇用者としては引退後の年代であることを考慮すれば、高齢者の勤労の場としては決して無視できない重みを持っているともいえる。

ここで見たような水揚額の分布を、各漁家世帯の世帯員構成、就業者の就業状況（漁業に従事しているか否か、如何なる兼業に従事しているか）等と対応させて、特定の条件下で漁家世帯の水揚額が一定水準に定まってくる因果関係を明らかにすることが必要な作業となる。

以上を前提にして、漁業で生活を立てている主業的漁家の経済を考えると、若壮年漁業者夫婦（30 歳代後半から 50 歳代）が主たる労働力で、それに加えて両親（60-70 歳代）が陸上作業の手伝いをしている漁家の場合、地域による差が大きいことは当然として、たとえばアワビ・ウニ 100 万円、ワカメ 300 万円、コンブ 100 万円、カキ・ホタテ 200 万円といった水準をモデル的に想定することができる。漁業だけで生活が可能になり得る基準階層としてこうしたタイプを設定すれば、各漁家階層はそれらからの距離によって階層区分することが可能である。

漁家経済にとって漁業所得の水準とともに大きな問題は、漁業所得の変動である。たとえば、採捕漁業においては、サケやその他の魚の回遊状況によって毎年の漁獲変動が避けられない。しかも漁獲が低下した場合にはかつては価格の上昇によって埋め合わされる傾向があったが、今日では、流通の全国化によって特定地域の不漁を埋め合わせるだけの他産地からの供給（輸入魚を含む）が豊富であるから、回遊状況の減少は水揚高の減少に直結しやすいのである。

自然産業としての漁業において避けられないこうした不安定性を支えてきたのは、1) 生活水準の切り下げ、2) 多種類の漁業・養殖業を行い、その重点を機敏に移動させる、3) 漁業以外の産業の兼業といった諸事情である。しかるに、現状においては、多数の高年齢者漁家の場合には、後者の機敏な対応や兼業依存等が困難となり、もっぱら生活費の切り下げに依存する状況になっており、二世漁家および壮年漁家だけがこうした複数の対応をなしえているように見える。

(6) 漁家の経営戦略の実情 ヒアリング結果から

ここでは漁業者を対象とした聞き取りから、世帯の労働力構成、漁業者本人の体力の見通し、本人の各種漁業についての好き嫌い、品目ごとの市場動向等を勘案しながら、各漁家がどのように戦略を立てているのかを探ってみたい。ただし、今回の聞き取りは漁協に依頼して紹介していただいた方々なので、漁協に協力的で、役員等を務めている人もおり、水揚げが多い人に偏っている面がある。(配列順は年齢が高いものからとした。)

1) S K氏(1934年生まれ72歳)(釜石東部漁協・白浜地区)

漁業は3代目で、父親はイカ釣りやシラス棒受網など漁船漁業を中心にしていた。若い時は茨城県の定置網乗組員に出ていたが、今は夫婦でワカメ養殖・ホタテ養殖を中心にしている。販売額はワカメが250万円程度、ホタテが300-400万円程度で、これにアワビ・ウニが加わって700万円前後である。子供は女子3人で、娘夫婦と同居している。娘は美容院を自営し、婿は会社員である。婿は転勤で地元を離れたことがあるが、今は地元で勤務しており、休日には漁業を手伝うこともある。75歳までは働けるが、ワカメ養殖は労働がきついし、加工せずに原藻で売ると値段が安いので、対象品目をホタテ中心に変えていくとともに、その半成貝を北海道から購入するようにして体力的に楽にしたい。同居の孫(高校生)が大学進学希望で、大学を出たら養殖をしようとしているが、どうなるかはわからない。

2) S Y氏(1945年生まれの61歳)(釜石湾漁協・白浜浦地区)

イカ釣りをやっていたが、1975年前後に夫婦でワカメ養殖に転換し、その後、ホタテ養殖・カキ養殖を加えて今日に至っている。アワビ・ウニを加えた全体の販売額は1000万円程度である。ワカメ価格の低下で加工しても機械代を考えると割に合わなくなってきたので、原藻で売っているが、これもかつての半値になってしまった。カキは品質を改善すればまだ伸びる余地はあると期待している。ホタテは手間がかからないのが良いが、その

分、やる人が多い。長男は都会で働いている。

3) Y Y氏(1947年生まれの59歳)(釜石東部漁協・箱崎地区)

父親は、ワカメ養殖とアワビ・ウニのほかイカ釣りもやっていた。自分達夫婦と息子夫婦で各種養殖とアワビ・ウニに従事している。息子は高卒でいったん漁協職員になったが、漁協をやめて後継者となった。漁業に就くにあたっては、漁協職員としての給料分を毎月現金で渡すことを約束し、その後、県の強い勧めで息子夫婦と家族協定を結んだ。今の状況では年中忙しいので、ホタテを増やして他を減らし、労力的に楽にしたい。アワビ養殖はやってみたが給餌作業が労力的に大変であり止めた。すきコンブ(4-6月の作業)は地域内ではまだ数人しかやっておらず儲かるが、重労働であり、増やしにくい。水揚高が漁協のトップで2000万円を越えている。

4) N K氏(1947年生まれの59歳)(釜石東部漁協・箱崎地区)

ホタテ養殖中心で、養殖と開口物の水揚比率は7:3程度。漁業は4代目だが、父の代では半農半漁だった。22-23歳の時には地元の定置網に2年間だけ乗ったが、養殖の方が有利と考えてすぐに養殖を始めた。息子も漁業をやっているが、息子夫婦とは住居も経営も別であり、漁協でも別世帯として扱われている。息子は漁船漁業(タコ、コウナゴ)を中心にしており、その妻は年金がもらえるように勤め人を続けている。息子は工業高校中退で後継者となり、自分と一緒に養殖をやっていたが、自分の漁船で漁船漁業を行うようになり、順調に行ったので4.8トンの中古船を購入して別経営となった。自分が年をとれば、将来再び経営を一つにする可能性もある。養殖は斃死などが起るので危険分散のために多品目養殖を続ける。

5) M M氏(1960年生まれの46歳)(唐丹漁協)

親元に同居して釜石市内でサラリーマンを10数年経験したが、景気が悪くなって会社の統合などがあったので、32歳(1992年)でやめて漁業後継者になった。夫婦で労働し、忙しい時には両親(父親75歳)も陸上作業を手伝う。息子は大学3年生だが、漁業はさせたくない。

6) S Y氏(1971年生まれの35歳)(釜石湾漁協・白浜浦)

長男なのでいずれ戻ってくる積もりであったが、地元を離れて県内で9年半サラリーマンをした。父親は養殖業中心で、自分は別に操業しており、4.9トンの船で漁船漁業(タコかご、刺し網でカレイ等)を行っている。

4. 漁協と漁村社会

漁業・漁村をとりまく経済的・社会的条件の変動の下で、様々な新しい対応が生起している。ここでは今日の漁業関係者の日常意識に影響を与え、今後の見通しを考えるために重要ないくつかの動きについて整理してみよう。

(1) 組合員資格

沿岸漁業者は漁協が保有している漁業権を行使して漁業を営むので、必ず漁協の正組合員でなければならない(ここでは単純化のために漁協総会での議決権を持つ正組合員だけを問題とする)。しかし漁協の正組合員は必ずしも沿岸漁業者の実質を持っているとはいえない。水産業協同組合法の定めるところでは、漁協の正組合員は年間90日以上漁業に「従事」していなければならないのであるが、それは海上作業に従事することを条件としていないので、他の職業についていてもこの条件を満たせないわけではない。当地における現実問題としては、親の代まで漁業者であった息子が他の産業に従事して、アワビとウニの口開けの際にだけ漁業に従事するという場合が少なくない。伝統的漁村社会においては、地先資源の共同の利用者が職能的に分化していない漁村集落の意思決定を共に担ったから、戦後の漁業協同組合が職能集団として制度化されても、従来の実態が優先されたのであり、この点は特に東北地方で著しい。この点は、村落共同体の伝統がなく、明治初頭から職能的結合が前面に出ていた北海道の漁協とも、商品経済化の進展の下で漁業者が漁村における少数の職能者として地域住民とは別の意思決定集団として漁協組織を純化させた関東以西の漁協とも、相当に異なっているところである。

こうしたズレを現代の法制度の下で生かすために岩手県の漁協では地域ごとに独自の方式をとっている。たとえば、釜石湾漁協の「組合員資格審査基準要領」によると、各漁業種類ごとに「従事」日数のカウントのされ方が定められているが、アワビ採捕については初回は1日につき6日分(準備に1日、当日の操業に1日、終了後の後片付けに4日)、2回以降は1日につき2日分、ウニについては、初回は1日につき6日分、2回目以降は1日につき3日分となっている。したがって釜石湾漁協の組合員はアワビ採捕に規程の7日だけ出れば $6 + 2 \times 6 = 18$ 日分の操業をしたと計算される。ウニについては5、6、7月の3ヶ月間、週に二回(火曜、金曜)の口開けをするので、月に8回出るとすれば、実際の出漁日数は3か月で24日であるが、計算上は $6 + 3 \times 23 = 75$ 日となる。この結果、アワビとウニだけに従事している者も、 $18 + 75 = 93$ 日で90日の規程を越え、正組合員資格を維持できることになる。したがってこの規程は、正組合員として漁協の意思決定

に關与する者の範圍を周年的に漁業に従事する專業的漁業者に限定したのではなく――それでは漁協組合員の範圍は狭くなってしまい、社会的勢力としての漁協の影響力は減殺されてしまう――、他に職業を有してはいても、地先漁場の利用については積極的で、その管理について大きな關心を保持する者にまで広げていると解釈することができる。

戦後民主化の中で制定された水産業協同組合法は、漁協の意思決定に漁業者以外の意向が反映することを阻止するために職能主義を重視し、副業的な者は准組合員にする方式をとったのであるが、漁村集落の全成員が地先資源（アワビ、ウニ以外にも流れコンブ、ワカメ等の採取も）の利用権限を有していた当地方では、正組合員資格は法律の趣旨よりも広く解釈されて今日に至っている。その代わり、正組合員の中の誰がどの漁業に従事できるのかについて、漁業権行使規則の運用が厳格になされ、漁業によって生活を立てようとする者には生活可能なだけの漁業権の行使を認め、他に所得源を有する者にはそれを制限するという方策がとられているのである。すなわち、正組合員資格を厳格に査定して（たとえば「90日以上」の「漁業従事」を90日以上の出漁＝産地市場出荷と定めている漁協も他地域には存在する）組合管理漁業権の行使を自由にする方式に対して、釜石市では正組合員資格の査定は中位的な厳格さに留め、組合管理漁業権の行使について厳格に審査をする方式をとってきたと言えるのであり、それは相互に組合員世帯の生活内容について情報を共有しあっているという漁村社会関係の存続を条件としていたと判断される。

こうした組合員構成の幅の広さは、漁業権の放棄、埋め立ての容認といった漁業者の死活に関わる問題が発生した時に難問として表面化する。戦時中に釜石製鉄所の鉱滓の捨て場として漁業権の放棄が強制された平田地区では、戦後において埋め立て問題が再燃した際に、專業的漁民達は埋め立てに反対し、本人ないし子弟が製鉄所社員である組合員（養殖業を営まないアワビ・ウニだけの漁民）は埋め立て賛成で結束し、1974-1976年において漁協の意思が真っ二つに分かれたことがある（この経過と法的な論点については、渡名喜庸安「釜石市平田湾埋立の経過とその法的問題点」『東北経済』74号、1983年3月、に詳しい）。結局は、製鉄所の意思が貫徹し、平田漁協地区の養殖漁民の大半は漁場の縮小を経て子弟の後継者化をあきらめ、今日の高齢者単身漁家になってきたのである。先にみたアワビ・ウニの操業日数についての厳格な計算方法は、そうした内紛を教訓として、従来からの漁業集落の居住者として採捕の権利だけを持っていた者を漁協の意思決定から排除し、漁業を行っている者の意思決定を図れるようにするために定められたものであった。

(2) 漁協による組合員の生活保障

漁協による組合員への漁業権行使権の割り振りは、各世帯の所得確保に対する配慮によって左右される面が大きいから、漁協はその本性として組合員の生活保障機能を有するともいえる。同時に一定の条件の下で、漁協が組合員の生活保障への助力を直接的に目的とする場合があり得る。ここでは漁場埋め立て補償金の一部をファンドとして漁業者に対する退職金制度を構想した事例について紹介しておこう。

製鉄所等の勤務者に厚生年金があることと比較すると、自営漁業者には十分な年金がない。北洋漁業やまぐろ漁業等に雇用者として従事していた者は 55 歳から船員年金を受給できるが、自営漁業で一貫した者は国民年金だけであり、それも漁業所得が不安定な中で掛金期間を十分満たしていない者が多く、満額を受給できるものは少ない。こうした状況を憂慮して漁協として一種の退職金制度を作られたことがある。現在の釜石湾漁協に統合した旧平田漁協では、製鉄所から埋め立て補償の一部として受け取っていた土地を売却して漁業者に補償金として配分した際に、一人当たり 17 万円分を配分せずに漁協に積み立ててファンドとし、それに漁協の援助をくわえて 1.3 億円のファンドを作り、その果実を引退する漁業者に退職金として渡す仕組みを作った。具体的には、1989 年に平田漁協共済会を設置し、当初に各人が積み立てた 17 万円に加えて加入期間に比例した一定額を 75 歳に達した時（または脱退・死亡した時）に支給する仕組みとしたのである。共済組合が発足してからの加入期間を 45 年を最高として付加率を 600%とし、したがって最高額は 17 万円にその 600%を加えた 119 万円を支給する仕組みであった。金額的に大きくはないが、補償金を有効に活用しようとした動きであった。

しかしその後 1990 年代において利子率の急低下という予期しない事態が起り、徐々に元金部分を給付に回さなければならない状況になったため、2001 年度に出資金を還付して解散せざるをえなくなった。

自営業者の場合、平均的にいえば雇用者と違って長く働ける利点があるが、病気・体力低下でそれができなくなった場合には年金額が低いために生活が困難になりやすい。それに対して漁協系統で制度化した漁業者年金はついに農業者年金と同等同格の制度年金とはならず、民間の積立金に留まってしまったので、こうした試みは貴重であった。

5 . 漁業振興策とその受け皿

(1) 釜石市の水産行政の積極性

漁業振興政策については通常は県が主役であって、市町村は受動的に地元負担部分を請け負う程度であり、したがって水産係は経済課、産業課、農林水産課等の名称の部署の一係程度に過ぎないことが普通である。しかし釜石市の場合には、水産行政の比重が高く、独自の水産課を持ち、財政規模もかなり大きい。

水産課が所管する歳出「水産業費」(決算額)を整理した表12によると、以下のような特徴を知ることができる(同表の支出額には国、県の補助金も含まれている)。第一に、支出額の変動が著しいが、2003年度の6億円から2005年度の3.6億円へと支出額が急減している。第二に、支出額の三分の二は漁港建設費(普通建設事業費)が占めており、これは水産庁の歳出が漁港偏重になっていることの反映である。第三に、貸付金という特異の費目が存在しており、後述する新規養殖事業のための措置が市の独自予算の相当部分を占めていることが推測される。第四に、人件費・物件費等では短期間にかなり顕著な削減が行われており、近年における財政圧縮の圧力がここに現れていることを知ることができる。

以上のような水産業費全体の動向の中で、ソフト事業としての「水産業振興費」の推移を表13でみよう。これによると、このうちの施設設置関係は、施設導入の際の単年度に支出されるものが多く、たとえば漁業経営構造改善事業補助金は2004年度に漁具倉庫を設置した事業に対して市が負担を義務付けられている部分である。これに対して、経費助成の諸項目は、低利資金政策のための利子補給のように毎年継続的に支出される項目が多い。たとえば漁業共済掛金助成金は、漁獲変動の避けられない漁業を一般産業並に遇するための保険制度を支援するものであり、完全な民間ベースの計算では掛金が高くなりすぎて漁業者の利用が不可能になってしまうことに配慮して、漁業を保護しようとするものである。

このように、費目の内容自体では他の市町村の支出と同様に、主として県の決定によって実施される県事業について、制度上地元の市町村が負わなければならない負担金部分に過ぎないといえる。にもかかわらず、独自の体制を持つ水産課が存在することによって、国事業、県事業を積極的に導入していることは確かであり、その意味での施策の積極性は顕著である。

(2) 新規養殖業の推奨策

釜石市の水産行政費目の大半が国・県事業に対する地元負担金等に過ぎないのに対して、マツカワ・チョウザメの養殖の推進策は市独自の事業である。地元の漁民が実施する対象

ではない点では、この養殖は現存の漁業者に対する支援策という意味は持たないが、漁業の多様性を拡張し、新しい可能性をもたらすものとして導入されたといえる。具体的には、生研機構のプロジェクトである冷水性高級魚養殖技術研究所(1989年設立)の研究成果を実用化するための担い手として、株式会社サンロックが1995年に設立され、この企業が中心となって今日まで事業が継続されてきた。同社の資本金は、釜石市が中心となり、周辺市町村や漁協等の出資も加えて第三セクターとして設立したものである。第三セクターの設立が華やかであったバブル経済期に、市役所が牽引役となってスタートしたと言える。先の「貸付金」は実質的には運営経費として使用されており、市の支出がとまれば存続は困難である。

この事業は、技術的には相当の経験がつまれているといわれるが、コスト・販売ルートが安定せず、長期の資本固定性、施設の適正規模のための追加投資の必要性等の関係から、収支関係の目処がたちにくい状況である。担当者の熱意と、投資を進めてきた市および養殖池の現物での提供をした製鉄所(養殖池を無償で貸与している)のバックアップに依拠しつつ、経営的に自立できるかどうか課題となっている。

チョウザメ養殖についてやや具体的に見ると、餌は生餌は使わず、もっぱらモイスト・ペレットを使用しているというので、産卵魚については10年近い餌料価格と製品としてのキャビアの価格、肉として出荷する部分については3年目前後までの餌料価格と肉の価格の比較が必要である。いずれも適宜、出荷を行っているが、未だマーケットが確立されて卸売市場を通して販売されるといった構造的に整備された段階に到達しているわけではなく、小さなマーケット規模という制約の下でリスクが大きく、強力な営業活動が要請されることは否定できない。

なお資本が長期に固定される点を回避するために、当初は稚魚を養殖用・鑑賞用に販売したというが、養殖した肉が売れないために稚魚も売れなくなってしまったという。サンロックの調査によれば、チョウザメの養殖産地は全国に10箇所程度あり、いずれも小規模であるという。他の産地に比べての当地の強みは、サンロックの自己認識としては、各種類のチョウザメがいることだという。

チョウザメは淡水・陸上施設養殖として漁業権とも漁業者とも無縁の企業的存在である――その意味で失敗しても成功しても地元の漁業には影響がない――のに対して、海面養殖であるマツカワはやや性格が異なっている。すなわち、海面に特定区画漁業権を設定して養殖を行うこと、漁業者に委託して飼育していることの点で、海面の利用の仕方におい

ても、漁業者の経営との関連についても一定の関係が生じ得る可能性がある（現在はその規模が小さいので、大きな意味を持っていないが）、外国の技術をパッケージとして導入するのではなく、日本の条件の下で未知の部分パイロット事業的に切り開いてきた努力は評価できるが、経営体として自立可能な次の段階に入ることが厳しく要求されている現状である。

マツカワ養殖は、生産技術的には大きな困難はなく、魚体は病気に強く、抗生物質等は不要であり、営業としてなりたつように市場性のある大きさの魚を毎年連続的にストックしていくだけの計画的営業力が必要であると指摘されている。ただし、天然ヒラメ資源が全国的に増加しつつあり、キロ 2000 円前後に位置している状況で、マツカワの採算がとれる価格が出るか否かが問題であり、ここでも餌料コストと生産物価格の間に余裕のない状況が見られることが基本的な問題であるように思われる。

当初の計画では、マツカワ事業は、サンロックが自ら養殖して販売することと、漁業者が養殖するのに対して稚魚を販売することという二つの事業形態を予定していた。しかし、採算見通し難等によって漁業者によるマツカワ養殖が普及せずに種苗を売ることができず、またサンロック自らが養殖を行うには十分な漁場がないため、漁協に稚魚を売却し（一尾 220 円）漁協が組合員に委託して生産させ、育った魚は全量をサンロックが購入するという実質的な委託生産方式になっている。

全国的にはバブル期の積極政策を象徴する第三セクターは、その大半が経営難に陥っているが、サンロックも同様であり、毎年の市役所からの借入金の返済難の問題を含めて再建策が検討されてきた。現在では、市長の方針もあって、2007 年中にチョウザメ部門だけを自立させて独自の株式会社化する方向が固まっている。他方、マツカワ養殖は第三セクター形式のまま「漁業振興」目的で継続するというが、目下のところ漁業者の中でマツカワ養殖で生計を立てている者はいないから、「漁業振興」の域に達するまでには大分時間がかかりそうである。

おわりに――漁業者の現状判断と将来展望

漁業者の将来的な希望に関しては、年齢別・漁業種類別に顕著な違いが見られる。第一に、50 歳以上の養殖漁業者のうち、漁業後継者がおり、二世代で養殖漁業に従事している者は積極的な将来構想を持っている。現在の生産金額は最も高く、しかも自分の経験と経営判断が役立っていると実感することができているからである。この人々は品目ごとの価

格動向を見ながら、世帯内の労働力構成を最も有効に配置して、充実感の得られる仕事を通じて――経営的には有利でも自分が面白みを感じられない仕事をしようとはしない点で、自律的な職人気質が強い――最も高い所得を得ることを志向している。とはいえこの世代も、一世代前の人々が同様の年齢であった時点とは異なって、家父長専断的な経営判断で後継者に指図するという状況ではない。後継者が自らの経営イメージを持ち、親と意見があわなければ経営を分離・自立させるといった事例が少なからず存在するからである。

第二に、地域内漁業者の多数派を占める 60 歳以上の養殖漁業者のうち、漁業後継者がいない者の場合には、自分と妻の体力が衰えるにつれて養殖業の規模を縮小しつつ、無理のない規模で漁業を続けることを経営的信条としている。かつて北洋漁業・まぐろ漁業等の乗組員であった者は相当額の船員年金を得ており、定置網漁業の乗組員であった者の中にも船員年金を得ている者がある。自営漁業で一貫してきた者は国民年金しか得られないが、高齢者だけの生活では現金支出額はそれほど多くはないので、それなりに自足的である。こうした階層の引退年齢は、かつての 60 歳代半ば前後から上昇し、ほぼ 70 歳代半ば前後となっている。今日最大の人数を占める漁業者層はこの年齢層に当たる昭和一桁生まれ世代であるから、この人々が 70 歳代半ばを経過しつつある今日、漁業者数の急減が進行しつつあるのである。

第三に、40 - 50 歳代の壮年漁業者は、親世代はすでに引退し、子の世代は未だ後継者化していない点で夫婦ないし単身の操業である。子育て中で家計費のかかる年代であり、体力的にも無理がきくために、所得向上意欲は高く、新規技術導入にも積極的で養殖漁場の生産性は高い。行政による漁業振興策にも最も敏感に反応する階層でもある。都市の釣り人を顧客とする遊漁船の建造は投資額の高さからして経営的にリスクのともなう選択であるが、この階層は自家の資産を自由にできる位置にあることもあって、養殖業閑散期の所得対策として投資されている事例も少なくない。同時に、すでに高校卒業が一般化していた世代として、高校時代の友人達の就業経路に触れていることもあり、息子を漁業後継者にすべきか否かについては、上の世代に比較して消極的である者が多い。自らの経営を自らの責任の範囲内で拡張する希望を有しつつ、次世代にまで及ぶような計画は持たないことが、一昔前の同世代者とは異なっている点である。

第四に、20 - 30 歳代の若年漁業者は、従来の若年漁業者と異なって、1) 自営漁業につくまでの職業選択期間が相当に長くなっていること、2) 親の経営の見習いとして後継者化する通常のタイプとは異なって、親と経営を分ける者（親は養殖、息子は漁船漁業 = 採

捕漁業)が一定数いること、親と同一経営ではあってもアワビ・ウニ等の出荷名義人を若年者本人にしている等、自律性を強めていることが特徴的であり、就業面でも意識面でも家父長的統括の時代が去ったことが明瞭である。この世代には20歳前半期に結婚する者も存在するが、独身のまま40歳代に至る者が多い。大都市における独身者率の高さと共通する点ではあるが、結婚の意思はあるにも関わらず、一次産業に共通する「嫁不足」状況が続いているためでもある。若年漁業者の中にはサラリーマン経験のある者が少なからず存在しており、仕事の面白さ、所得の水準・安定度等の推移によっては、必ずしも漁業就業に固執しない態度に変わりつつあるように見える。

以上のような専門的漁業者に比較して、漁業を片手間に営む副業的漁業者 当地では、通常はサラリーマンないし他産業の自営業者であって、漁業についてはアワビ・ウニの捕獲だけを行っている組合員 の場合には、漁業による所得は世帯所得の一部に過ぎないから、漁業によって意識状況が規定されるという傾向は弱い。とはいえ、漁業との接点をもたない他の住民とは異なって、先祖伝来で新規には取得できない漁協組合員資格を有し、それによって地先資源の利用や補償金の配分を受ける立場であることから、専門的漁業者・漁協との結束感は強いものがある。農家であれば全国的に増加しつつある「定年帰農」者となるべき人々とも言えるが、漁業の場合には技術習得面、生活時間変更の必要性、家族協業の新規形成難等の点で定年後の専門漁業者化は今のところその事例がほとんど見られない。とはいえ、この人々自身の要望としては、定年後を無為に過ごすのではなく自営業に従事する可能性を考慮している事例があるようであり、漁村社会の新しい変化の要素となるのかも知れない。

さて、個性豊かな一人ひとりの漁業者を上のように概括することはもちろん単純に過ぎるのであるが、それぞれの漁業者が意欲・経営成果面で大きな幅を持ちながら、漁村社会においては世代ごと・専兼業者ごとに一定の意思・志向の共通性が見られることも確かである。そうした全体を束ねながら、構成員全体がそれぞれに希望を持ち、それなりに自足した状況の中に日々を過ごすことができることは、今日にあっても明日にあっても、平凡にして重要な課題である。